

# 「地域課題解決のためのアイデアソン・ハッカソン事業」企画・広報・運営業務委託 企画提案の募集要領

## 1 趣旨

本要領は、「地域課題解決のためのアイデアソン・ハッカソン（※）事業」企画・広報・運営業務委託における企画提案を募集し、プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定める。

※アイデアソン … 対話を通じて、地域課題解決のための新たなアイデアを創出するイベント  
ハッカソン … アイデアソンで生まれたアイデアをプログラムなどで開発するイベント

## 2 目的

住民発の地域課題のITによる解決（シビックテック）の推進に向け、地域課題の掘起こしとマッチングを図るアイデアソンやハッカソンなどを開催し、課題解決に向けた具体策の立案・実施へと繋げ、課題解決を図る。

については、業務を効果的に実施するための企画・広報・運営業務に係る企画提案を募集する。

## 3 委託業務の範囲

「地域課題解決のためのアイデアソン・ハッカソン事業」の実施に関する企画・広報・運営業務とする。

### （1）企画業務

企画提案（イベント内容、実施方法等）、実施計画策定 など

### （2）広報業務

事業の周知広報、アイデアソン・ハッカソンへの参加者募集（ホームページやSNSの活用等） など

### （3）運営業務

アイデアソン・ハッカソン開催（講師選定、機材の手配等）、進捗管理（参加者へのフォローアップ等）、地元関係者との調整 など

## 4 委託業務の内容

以下の業務をすべて行うものとする。

### （1）アイデアソン・ハッカソンの企画

- ・下記の県内における地域課題を例に、福井県や県内市町と協議の上、本県ならではの地域課題を設定し、地域課題の解決と新たな価値創造を目的としたITプロダクト、サービスを創造するアイデアソン・ハッカソンを実施する。
- ・年間を通して、アイデアソンを1回以上、ハッカソンを1回以上、計2回以上開催すること（その際、それぞれ異なるテーマ（エリア）で開催すること）。

【参考：令和3年度】

アイデアソン エリア：美浜町 テーマ：海岸漂着ごみ問題

ハッカソン エリア：福井市 テーマ：観光地の周遊性向上、自治会のDX活用

※ハッカソンを2回以上開催でも可。ハッカソンは必ず1回以上開催すること。

- ・1回の開催につき、地域内外から30名程度の参加者を募ること。
- ・原則、現地参加型のイベントとするが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、オンライン方式で実施することも検討すること。

【県内の地域課題（例示）】

- 集落対策（集落機能の低下、買い物不便地域の解消 等）
- 高齢者・子どもの見守り（通学路の安全確保 等）
- 観光地の魅力アップ（まちなかの回遊性向上、観光地の集客力向上 等）
- 空き家対策（空き家の適正管理 等）
- 鳥獣害対策（鳥獣害被害の低減 等）
- 海岸漂着物対策（海岸漂着物ごみの把握、低減 等）
- 地場産業へのDX対応（職人技のデジタル化 等） など

(2) アイデアソン・ハッカソンの開催

- ・開催時期は令和4年5月～12月の間に設定すること。
- ・全体をファシリテートする者（ファシリテーター）、技術的指導が可能なメンターを手配するとともに、運営スタッフ、審査委員を確保すること。
- ・ハッカソンで必要となるエッジデバイス、センサー、ゲートウェイ、クラウドなどの機材および環境を準備すること。
- ・開催会場（Wi-Fi環境有り）や必要な備品（マイク・スピーカー等）は、県で用意する。

(3) 開催前後の広報・フォローアップの実施

- ・アイデアソン・ハッカソンの開催告知や開催当日の様様をウェブ等で効果的に情報発信すること。
- ・優秀な作品は事業化に向けて可能な限りフォローすること。開催告知にはその旨告知すること。

(4) 工程管理

契約上定められた工程を遵守し、誠実に実行すること。なお、進捗状況については、県の担当者に随時報告するとともに指示に従うこと。

(5) 結果報告

次年度の開催に向けて、事業効果の検証や広報に活用するため、事業の開催結果を取りまとめた報告書を作成すること（データも提供）。

## 5 企画提案書作成要領

- ・企画提案書（別紙様式1）は、上記の委託業務の内容を踏まえた上で、提案の特徴を明確にするとともに、業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。

（開催内容の詳細については、契約後、県と協議の上、決定する。）

## 6 その他

- ・受託者は、本事業の実施に当たり、県との協議なしに単独でスポンサーを募ってはならない。
- ・委託業務の実施に当たっては、可能な限り「福井県庁グリーン購入推進方針」（平成13年4月27日）に基づき、環境物品等の調達に努めなければならない。
- ・作成した展示物の所有権、著作権等のすべての権利は、福井県に帰属するものとする。

## 7 提案募集から事業実施までのスケジュール（想定）

令和4年	4月	受託者決定
	5～12月	開催テーマの決定、参加者募集、アイデアソン・ハッカソンの開催
令和5年	3月	実績報告書の提出
随時		参加者のフォローアップ

## 8 予算限度額

委託料2,452千円（消費税および地方消費税を含む。ただし、消費税率は10%とする。）

## 9 企画提案書の提出方法等について

### （1）参加者の要件

企画提案書を提出することができる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- ②福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に規定する競争入札参加資格を有していること。ただし、福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、企画提案書等提出時点において、同条に規定する競争入札参加資格審査の申請を提出済みであれば、本業務の参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本業務における参加資格を喪失するものとする。
- ③参加資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- ④民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税について未納のない者であること。
- ⑥過去5年間に、提案を求める業務と同種または類似の業務を2件以上履行した実績を有する者であること。
- ⑦次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 参加資格認定の申請

企画提案を行おうとする者は、次のとおり申請し、参加資格の認定を受けなければならない。

① 提出期限	令和4年3月31日（木）17時 必着
② 提出方法	持参または郵送等（郵送等の場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用してください。）または <a href="#">電子申請</a>
③ 提出部数	1部
④ 提出先	福井県地域戦略部未来戦略課 県庁7階
⑤ 提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 企画提案参加申込書（別紙様式2）</li> <li>イ 企画提案参加事業者の概要、事業内容、運営体制等が分かる書類（会社案内等）</li> <li>ウ 福井県の県税の全項目に滞納がない旨の納税証明書（県税事務所）</li> <li>エ 消費税および地方消費税に滞納がない旨の納税証明書（その3）（税務署）</li> <li>オ 過去に実施した同種または類似業務の概要（別紙様式3）</li> </ul>

(3) 資格審査の結果通知

上記(2)により、企画提案参加申込書を提出した者については、参加資格要件を審査し、その結果を令和4年4月4日（月）までに書面により通知する。なお、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさないと判断した理由を書面に記載する。

(4) 企画提案書の提出

参加資格の認定を受けた者は、次のとおり企画提案書を提出すること。なお、提出後の提出書類の追加および変更は認めない。

また、参加資格認定後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。

① 提出期限	令和4年4月13日（水）12時 必着
② 提出方法	持参または郵送等（郵送等の場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用してください。）または <a href="#">電子申請</a>
③ 提出部数	（紙資料の場合）7部、（電子申請の場合）1部

④ 提出先	福井県地域戦略部未来戦略課 県庁 7階
⑤ 提出書類	企画提案書(別紙様式1)
⑥ 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案に係る経費はすべて提案者の負担とする。</li> <li>・提出された書類は、一切返却しない。</li> <li>・提出された企画提案書は、審査に必要な範囲内において複製することがある。</li> </ul>

## 8 質問および回答

質問は、必ず「質問票」(別紙様式4)により、令和4年4月6日(水)17時(必着)までに「13 問い合わせ先」へ提出すること。(FAX、電子メール可)

## 9 委託先候補者の選定等

### (1) 企画提案書の審査

企画提案書の審査は、選定委員会において総合的に審査した上で、委託先候補者を選定する。選定委員会の実施日は、4月20日(水)頃を予定しており、必要に応じてヒアリングやプレゼンテーションを求める場合がある。なお、ヒアリング等を実施する場合は、詳細を別途提案者に連絡する。

### (2) 審査方法

選定委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、企画提案書等の内容(実施内容、実現性、体制、経費など)について、公正な審査を行う。選定委員会の審査において、最も評価の高かった提案者を委託先候補者として選定する。

### (3) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に対し、書面により通知する。

## 10 契約の締結

県は、委託先候補者として選定された者と企画提案書等の内容を元に、業務履行に必要な具体的な協議を行った上で、随意契約による委託契約を締結する。

また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

- ① 委託先候補者として選定された者が、契約の締結に応じないとき
- ② 財務状況の悪化等により業務の履行が確実にない恐れがあるとき
- ③ その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適當となるような事情が生じた場合

## 11 再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合は、県との協議の上その承諾を得るものとする。

## 12 打合せ

本業務を進めるにあたっては、県の担当者と打合せをすることとし、その際には、受託者は県に日程等の調整を依頼することとする。

なお、打合せに係る費用等は、受託者が負担することとする。

### **13 問い合わせ先**

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県地域戦略部未来戦略課（担当 岩井）

TEL 0776-20-0258

FAX 0776-20-0623

E-mail [mirai-senryaku@pref.fukui.lg.jp](mailto:mirai-senryaku@pref.fukui.lg.jp)